

群馬大学社会情報学部研究報告規程

平成16年4月1日 制定

改正 平成18年4月1日 平成20年10月1日

(趣 旨)

第1条 群馬大学社会情報学部研究報告(以下「研究報告」という。)の編集,発行等については,他に別段の定めのあるもののほか,この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 研究報告は,群馬大学社会情報学部(以下「本学部」という。)における学術研究の成果を広く内外に公表することを目的とする。

(名 称)

第3条 研究報告の名称は,「群馬大学社会情報学部研究論集」とする。

(発 行)

第4条 研究報告は,原則として,毎年3月に発行するものとする。

(投稿資格)

第5条 研究報告に投稿できる者は,本学部の専任教員及びその共同研究者とする。

(投 稿)

第6条 研究報告に投稿しようとする者は,別に定める群馬大学社会情報学部研究報告投稿細則に従い,群馬大学社会情報学部附属社会情報学研究センター(以下「センター」という。)に原稿を提出するものとする。

(論文審査)

第7条 センターは,前条に定める手続を経た投稿原稿を審査し,その採否を決定する。

2 前項の審査をするに当たり,センターが必要と認めたときは,委員以外の者の意見を聞くことができるものとする。

3 センターは,原著論文及び短報については,学内外の学識経験者2人以上に当該原稿の査読を依頼することができる。

(著作権及び電子公開)

第8条 研究報告に掲載された原著論文・研究ノート等の投稿原稿(以下「投稿原稿」という。)の著作権は,原稿執筆者に帰属するものとする。

2 本学部は,研究報告の電子化による一般への公開(以下「一般公開」という。)を目的とした複製権及び自動公衆送信権を利用することができる。ただし,著作権者から利用制限の申出がある場合は,この限りではない。

3 投稿原稿以外の記事・抄録等の著作権は,本学部に帰属し,一般公開できるものとする。

(事 務)

第9条 研究報告に関する事務は,事務部において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。